

鳥取市強度行動障がい者入居等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市強度行動障がい者入居等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、重度の強度行動障がい者へ新たに居住支援を行う社会福祉法人等に対して助成を行うことにより、障がい児施設等で待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金交付要綱（平成22年12月27日付け第201000149887号鳥取県福祉保健部長通知）及び鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業実施要綱（平成22年12月27日付け第201000149887号鳥取県福祉保健部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づく別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額と同表第4欄の補助基準額とのいずれか低い額に10分の10を乗じて得た額（10円未満の端数については、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の場合において、月の途中で入居又は退去した利用者に係る当該月の補助基準額は、次の算式により算出した額（10円未満の端数については、これを切り捨てる。）とする。

当該月の適用日以降（入居時）の日数又は当該月の適用
されなくなった日の前日まで（退去時）の日数

補助基準額 × _____

当該月の日数

(交付申請)

第6条 本補助金の交付時期は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了若しくは中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(補助期間の限度)

2 本補助金の交付期間の限度は、支援対象者1人につき、3年間を限度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月27日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。
(補助期間の限度)
- 2 本補助金の交付期間の限度は、支援対象者1人につき、6年間を限度とする。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象 事業	2 補助対象 者	3 補助対象経 費	4 補助基準額
鳥取市強度行動障がい者入居等支援事業	新たに重度の強度行動障がい者の居住支援又は短期入所事業による支援を行う社会福祉法人等	支援対象者を支援する障害者支援施設、グループホーム、又は短期入所事業所の運営に要する経費	<p>(1) 強度行動障がい者新規支援補助事業</p> <p>ア 障害者支援施設へ新たに居住する場合 1人当たり月額 240,000円</p> <p>イ グループホームへ新たに居住する場合 (ウ) の場合を除く 1人当たり月額 314,000円</p> <p>ウ 日中サービス支援型グループホームへ新たに居住する場合 1人当たり月額 260,000円</p>
			<p>(2) 強度行動障がい者グループホーム移行支援事業</p> <p>ア グループホームへ新たに居住する場合 (イ) の場合を除く 1人当たり月額 314,000円</p> <p>イ 日中サービス支援型グループホームへ新たに居住する場合 1人当たり月額 260,000円</p>
			<p>(3) 強度行動障がい者短期入所利用支援事業 1人当たり日額 12,000円</p>

注1 補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

様式第1号（第6条、第10条関係）

年度鳥取市強度行動障がい者入居等支援事業計画（報告）書

1 支援対象者（重度の強度行動障がい者）の概要

- (1) 受給者番号 ()
(2) 支給決定サービス ()
(3) 障害支援区分 ()
(4) 強度行動障害判定基準（実施要綱の別紙1）による合計点数 ()
(5) 申請日現在の居住する場所（施設等の場合は、施設名も）
()
(6) その他支援対象者に係る特記事項
()

2 支援事業者の概要

- (1) 法人名 ()
(2) 法人代表者名 ()
(3) 支援を行う障害福祉サービス事業所名 ()
(4) (3) の事業所番号 ()
(5) 事業所の所在地 ()
(6) 管理者名 ()
(7) (3) の事業所が提供するサービス ()
(8) 日中活動を別法人へ委託した場合の委託先法人及び事業所名
法人名：()
事業所名：()

3 支援の概要

- (1) 支援対象者入居後の事業所全体の配置状況（利用者：職員）＝（ : ）
(2) 重度の強度行動障がい者が属するグループ（棟、住居）に対する配置状況
ア 支援対象者入居前 (利用者：職員) = (:)
イ 支援対象者入居後（補助金交付決定後） (利用者：職員) = (:)
(3) 支援対象者に対する1：1相当の支援に係る週当たりの（予定）時間数
週 () 時間

4 補助所要（実績）額

(1) 支援日数 () か月 と () 日

※期間 () 月 () 日 ～ () 月 () 日

(2) 所要額 () 円

【内訳】() 円 「補助基準額」 × () か月 + () 円 「月割り額」 × () 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

（「有」の場合）

(1) 他の補助金名 ()

(2) 当該補助事業の内容 ()

(3) 当該補助金所管者及びその連絡先

ア 所管者 ()

イ 所管者の連絡先 ()

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

※「鳥取市障がい者グループホーム等夜間世話人等配置事業補助金」との重複はできません。

6 提出資料

(1) 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業実施要綱（以下、実施要綱）別紙「強度行動障がい判定基準」により申請者が判定した判定表

(2) ケアプラン等の支援予定がわかる資料

※実績報告時においては、支援対象者の状況も含めて報告

(3) 実施要綱に定める人員要件に係る職員の予定勤務スケジュールがわかるもの

※補助金の助成による加配等がわかるものを添付

※実績報告時は、出勤簿及び勤務表・勤務スケジュール等の写し

(4) 契約する医療機関などの協力医療機関に関する書類の写し

(5) 実施要綱に定める設備要件に係る支援場所等の図面等

(6) 実施要綱に定める支援対象者に係る資料

※その他必要に応じて参考添付してください。

様式第2号（第6条、第10条関係）

年度鳥取市強度行動障がい者入居等支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較 増 減		備 考
			増	減	
市補助金					
その他					
計					

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較 増 減		備 考
			増	減	
計					